第４回第三者委員会会議録

事務局	開会前ではございますが、傍聴の皆様にご案内いたします。 報道関係者の方による写真撮影につきましては、委員長より案内がございますので、それまでは席でお待ちください。 傍聴の皆様におかれましては、お手元に配布いたしました「傍聴に関するご案内」をご一読のうえ、ご協力をお願いします。 委員の皆様は本職をお持ちの中､委員をお引き受けいただいております。勤務先等へ個別の連絡はお控えください。 なお、委員会終了時、委員の皆様にご質問がある報道関係者の方につきましては､15 分間の質疑応答の時間を設けますのでよろしくお願いいたします。 それでは開会までしばらくお待ちください。 **【開会】** 定刻となりましたので、ただいまから「第４回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会」を開会いたします。 皆さま、本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。 議事に入る前に、お配りした配布資料を確認させていただきます。初めに、本日の次第、出席者名簿、座席表がございます。 次に、資料 13）令和８年度契約事務適正化研修（会場での研修）の実施結果について、資料 14)新本庁舎建設工事をめぐる入札妨害事件の概要等について（更新)、資料 15）桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会が行った聞き取り調査結果、以上でございます。 なお、資料は第１回からの連番となっていますのでお願いいたします。 本日の会議資料は、ホームページでもご覧いただけます。 こちらの資料につきましては、傍聴の皆様にもお配りしている資料になります。

事務局	お手元にない場合は、事務局係員にお知らせいただければと思います。 資料は事前に委員の皆様にお渡しさせていただいたものと同じでございます。お手元の資料に不備等がございましたら、お知らせいただきたいと思いますが、皆様のお手元にございますでしょうか。
委員一同	はい。
事務局	ありがとうございます。本日の出席委員の皆様につきましては、配布いたしました出席者名簿のとおりでございます。 続きまして、桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会設置条例第６条第２項によりまして、委員の過半数の出席をもって成立するとしておりますが、本日は現時点で３名中３名の方がご出席しておりますので本委員会は成立しております。 また、本日の会議録は準備が整い次第、ホームページへ掲載いたしますのでよろしくお願いいたします。 事務局からの連絡は以上です。 それでは議事の進行を矢田委員長にお願いします。矢田委員長、よろしくお願いします。
矢田委員長	では早速ですけれども、矢田の方で進行させていただきます。２議事の（１）契約検査課からの報告についてに入ります。 ただいまから報道関係者の写真撮影等を許可いたしますが、一般傍聴者の方に配慮の上、議事進行の妨げにならないようご協力をお願いいたします。 また、赤いパーテーションを超えての撮影はご遠慮ください。 それでは、議事（１）契約検査課からの報告についてご説明をお願いします。
契約検査課長	契約検査課の田島です。それでは私の方から令和８年度契約事務適正化研修の実施結果について、ご報告させていただきます。

契約検査課長	本件につきましては、７月に開催されました第３回委員会において、この研修の実施を計画している旨、報告したところでありますが、その後研修を実施いたしましたので、その概要についてお手元の資料 13 に基づきまして、ご報告いたします。 まず、１の研修概要ですが、新本庁舎建設事業に係る入札等不正行為が発生したことを受け、全職員を対象に入札・契約制度における違法行為の正確な知識の習得と倫理意識の向上を図り、不正行為の発生を未然に防ぐことを目的としまして、令和８年８月 21 日（金）に、午後１時 30 分から１回目、午後３時 10 分から２回目の計２回、各回とも同じ内容で、会場を美喜仁桐生文化会館小ホールで実施いたしました。 この会場で受講する対象者は、原則として、部課長職及び工事発注担当課並びに契約事務担当課の職員としましたところ、２回の研修に合わせて 233 人が出席いたしました。 なお、この 233 人以外の、会場で受講しなかった職員については、職場内で録画配信を視聴する形式で受講することとしており、今年中に全職員が受講する予定となっております。 研修の内容といたしましては、演題を「入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」として、公正取引委員会事務総局　経済取引局　総務課　調整係長の栗城悠介様を講師にお招きし、ご講義をいただきました。 次に、２のアンケート調査概要でありますが、アンケート調査は、公正取引委員会が実施主体となり、受講者全員を対象に無記名方式で実施いたしました。 本日は、令和８年９月４日時点で集計した結果を中間とりまとめとしてご報告いたしますが、この時点でアンケートに回答できたのは会場で受講した職員のみであり、録画配信を視聴して受講した職員は、この時点ではまだアンケートに回答しておりませんのでご承知おき願います。 それでは、資料の次ページをご覧ください。

契約検査課長	先ほど申し上げましたとおり、アンケート調査の集計日は、令和８年９月４日時点で、211 人からの回答があり、この時点でのアンケート対象者は会場受講者の 233 人ですので、回答率は 90.6%ということになります。 設問ですけれども、１問目と２問目につきましては、回答者の属性に関する設問ですので、詳細の説明は割愛いたしますが、会場での受講対象を部課長職及び工事発注担当課並びに契約事務担当課といたしましたので、それぞれの回答における構成割合は、職員全体における実際の構成割合とは異なる結果となっております。 次に、次のページで３問目は、「入札談合の防止及び入札談合等関与行為防止法についての知識は、研修会の出席前はどの程度あったか」を尋ねる設問ですが、「ある程度内容を把握していた」という職員が 99 人で、割合としては 46.9%と最も多くを占めておりますが、一方で「殆ど知らなかった」や「全く知らなかった」という職員を合わせますと、過半数を占めるという結果になりました。 次に、その下の４問目は、「研修会の出席により、その理解は深まったか」について尋ねる設問ですが、「深まった」あるいは「多少深まった」と回答した職員を合わせますと 201 人となり、大半の受講者が研修により、入札談合の防止等に対する理解を深めることができたという結果になりました。 次のページをご覧ください。以下、５問目は、「研修会の内容は理解しやすいものであったか」について、その下の６問目は「研修会の内容が今後の業務で役立つか」について尋ねた設問ですが、いずれも肯定的な回答が多数を占める結果となりました。 次に、７問目は、「受講した研修会の内容について、職場で周知等を行う予定であるか」について尋ねた設問ですが、回答の選択肢の一番下の「その他」をご覧ください。 この選択肢には※印で注釈として、「所属部署の全員が研修会に参加している等の理由から、周知等の必要がない場合は「その他」でご回答ください」という注釈がありますので、まさに今回の研修は全職員が参加す

	る予定であることから、この「その他」を選ぶ回答者や「特に周知等の予定はない」を選ぶ回答者が多くなるのはやむを得ない結果と言えます。
契約検査課長	一方で、全職員が受講予定の研修内容であっても、「職場に戻って何らかの形で他の職員と情報共有を行う」と回答した職員がその上のまとめて89人、38.5％と一定数おりましたことは、今回の研修内容の重要性等が職員の行動に少なからず影響を与えた結果ではないかと考えております。 最後に、その下の８問目ですが、その他の意見等を自由に記入するものですので、詳細の説明は割愛しますが、ほぼ全てが研修の実施に関して肯定的な意見でありました。 また、提案といたしまして、今後も定期的に同様の研修を実施したほうがよいという意見が複数あり、加えて、公益通報の窓口について周知が必要だという意見もありました。 事務局といたしましては、これらの意見を参考にするとともに、現在、録画配信での研修も実施中ですので、その状況も踏まえながら、今後の対応につきましては、関係部局とともに検討してまいりたいと考えております。 研修の実施結果についての報告は以上となります。
矢田委員長	ご説明ありがとうございました。 ただいまの契約検査課から説明いただいた件に関して、委員の皆様からご質問やご意見等ございますでしょうか。
増田副委員長	問５、問６を見ますと、非常に肯定的な評価が９割を超えており、研修が有意義であったことが伺えます。 一方で、先ほど補足的な説明がございましたが、問７の周知については、質問の意図があったのかもしれませんが、予定なしとかその他とか、積極的に周知しないような回答が多く含まれておりました。 これはテクニカルな要因にもよると思いますが、もしこの中で「あまりやらなくてもいい」というような受け身の職員がいた場合に関してですけ

	れども、そういう場合は、研修の効果は小さくなることが想像されます。
増田副委員長	また、やりっぱなしというのはよくあるのですけど、自由記述のところを見ますと「○×クイズがあれば良かった」といった回答があり、簡単な確認テストがあったほうが定着のためにはいいだろうと思います。 これは得点がどうこうということではなく、ちゃんと知識が定着したかどうかを確かめるということですが、それについては、確認テストが必要かどうかについてお考えをお尋ねいたします。また、単発でこれで終わりなのか。今後定例化するかお伺いいたします。
矢田委員長	契約検査課長、お願いします。
契約検査課長	ご意見ありがとうございます。 まず一点目の受身の職員の関係でありますけれども、設問の意図を正確に理解した上で先ほど説明したとおり、あえてこの選択肢を選んだという職員もそれなりにいるとは思いますけども、一方で副委員長ご指摘のような、もしかするとそういった受動的、消極的な姿勢で特に情報共有する必要がない、できないという職員もこの中にいるかもしれません。 もしそうでありますと研修の効果については、非常に小さくなるといったことも考えられますので、今後、研修の実施をするといったときには、副委員長からお話もありました、また意見にもありましたような確認テスト、こういったものを導入することも踏まえまして、主体的に知識の定着を図るといったことに取り組む必要があるというふうに考えております。 また、今後定例的に実施する考えでありますけれども、まず、現在会場で研修を受講しなかった職員が録画配信での研修を実施しているといったところで、今年中には原則として、全ての職員が同じ内容の研修を受講するといったことになります。 従って来年度以降ということになるかと思うのですけども、アンケートに複数の意見がありましたとおり、同様の研修を継続的に実施すべきと我々としても考えておりますけども、その内容や対象などにつきまして

	は、今年の研修の実施状況、こういったものも踏まえながら、公務員倫理研修などの研修全般を担当している人事部門とも協議いたしまして、内容等を検討してまいりたいと考えております。
増田副委員長	オンデマンドとかも非常に有効だと思います。私もいろいろ研修を受けることがありますけど、時間と場所に制約をされるというのは、非常に業務に差し支えるところがあって、今回そのように録画配信もやられておりますので、いろいろ工夫されたらと思いました。どうもご説明ありがとうございました。
矢田委員長	寺内委員ございますか。お願いします。
寺内委員	研修実施、大変お疲れ様でした。大勢の職員の方が受講されたようで大変有意義なものであったと思います。 私からは、アンケートのその他の中で「遵守すべきことを規定で定めることが重要だ」という意見がありました。 群馬県の職員ですので、群馬県の例を出してお話しさせていただきますと、群馬県では、入札や契約前などの不正行為を防ぐ、また事前に不正行為を抑止することも期待して、競争入札心得や群馬県公正入札調査委員会設置要領を定めています。 桐生市様にも競争入札心得はあるようですので、その他、公正入札を担保する規程の作成などについては、どのように現時点でお考えかを教えていただければ有り難いと思います。
矢田委員長	契約検査課長、お願いします。
契約検査課長	ご意見ありがとうございます。 文書というか明文化されたものでありますけれども、本市におきましては、群馬県と同様の趣旨で桐生市競争入札心得を定めておりまして、主に入札参加者にこちらは周知する趣旨で定めているものでありますが、一方で職員向けの内規に関しましては、談合情報対応マニュアル、あくまで内部のものなので公表はしていないのですけれども、こういったも

	のに基づきまして、建設工事等について入札妨害に関する情報があった場合には、このマニュアルに基づく審議の上、当該入札の延期又は中止、更には公正取引委員会への通報等を行うことになっております。
契約検査課長	ご指摘の今回のアンケートにおきます職員からの意見につきましては、今回の研修において講師から「事業者との接触や秘密情報の取扱い等に関しては、職員間の引継ぎ等による口頭伝承ではなく、組織として規程等を整備して明示的に示すことで、職員間の認識のずれや伝達漏れを防ぐことができる」といったアドバイスがあったことを受けての感想と思われますが、確かにそういう意味におきましては、職員が入札談合等に関与しないための市独自の規程等は現時点ではございませんので、他自治体の先進事例等を参考にしながら、その必要性等について研究してまいりたいと考えております。
寺内委員	わかりました。ありがとうございました。
矢田委員長	委員の方から他にはよろしいでしょうか。
委員一同	はい。
矢田委員長	ありがとうございます。この点については以上になります。 私ども資料をひと通り、見させていただきましたけれども、例えば（３）「入札談合の防止および入札談合等関与行為防止法についての知識というのが研修会の出席前はどの程度ありましたか」という質問で、半数を超える人たちが「あまり理解していなかった」ような状況だということのようですので、こういった機会はやはり重要だと思いますし、増田副委員長の方からも質問があったとおり、意味のある、本当に定着させるものになるということが必要だと思いますので、そのやり方ですとか、あるいはその回数、方法等についても今後引き続き充実したものにしていただければというふうに思っているところになります。 議事の（１）契約検査課からの報告につきましては以上とさせていただきたいと思います。 続きまして（２）新本庁舎建設工事をめぐる入札妨害事件の概要等について、事務局より説明の方お願いいたします。

総務課長	総務課の橋本です。 新本庁舎建設工事をめぐる入札妨害事件の概要等について（更新）ということで、前回の会議において、時系列順に関係する事案をNO.45まで説明いたしましたが、その後、内容が更新されておりますので本日は、令和８年７月２日から本日９月28日までに発生したNO.46からNO.52までの７事案について、説明させていただきます。 なお、前回同様、本資料は、報道関係資料等を参考に作成させていただいたものとなりますので、予めご承知おき願います。 それでは、お手元の配布資料14　新本庁舎建設工事をめぐる入札妨害事件の概要等について（更新）をご覧ください。Ａ３版の資料となります。 まず、NO.46、日付が令和８年７月６日においては、事件概要として、相沢被告の第７回公判が行われ、設計会社社員（元社員含む２人）に対する証人尋問が行われ、閉廷しております。 このことを受けた報道といたしまして、 ・相沢被告らに商品券10万円を贈った設計会社の元社員と入札公告案の修正に関わった社員の２人が出廷し、商品券を贈るに至ったいきさつや入札公告案が修正された経緯などについて証言した。 ・商品券を送った元社員は、2020年に都内の設計会社が新庁舎基本設計業務を受託する際、相沢被告と前副市長、グンエイから支援を受けたことについて「恩義を感じていて、何かの形で返したいと思っていた」と証言。 ・新井被告から商品券を贈ることや贈る際には表書きに「設計会社名」を書かず、代わりに名刺を中に入れた方がよいことなど助言を受けたことを話した。「怒られるか喜ばれるか分からず、いちかばちかで送ったので発送後はそわそわしていた」と証言した。 ・弁護側から贈賄の違法性を認識していたかを聞かれると「10万円という金額は自分にとっても大きな金額。違法なことだと認識しており、上に報告できなかった」と述べた。

総務課長	・同社員は関東建設工業、グンエイ側から入札公告案の修正を求められた経緯についても証言し、２社側から送られてきた公告案の修正要望について「２社が露骨に有利になるもので、そのまま反映すれば市執行部などに発覚する危険があった」と述べた。その上で「２社の要求をある程度反映させて満足させながら、市側と設計会社内が納得できる現実的な内容に調整する必要があった」と証言した。 ・２社の要望を一部反映した公告案を作り、市側に送った社員は、公告案の要望反映について「違法なことだと分かっていたが、2022 年５月のグンエイ本社会議で上司が何時間も要望反映を迫られ、やるしかないと思った」と述べた。 ・次回公判は７月 27 日、相沢被告への被告人質問が行われる予定。 といった記事が掲載されておりました。 次に、NO47、日付が７月７日においては、事件概要として、新井被告の第８回公判が行われ、設計会社社員（元社員含む２人）に対する証人尋問が行われ、閉廷しております。 なお、この証人２名につきましては、No.46 と同様となっております。 このことを受けた報道として、 ・桐生市から公告案の作成支援を受託した都内の設計会社社員が証人出廷し、業者側に検討中の公告案を流出させることについて「良くないことだという認識はあった」などと証言した。 ・社員は 2022 年６月、７月に計２回、関東建設工業やグンエイ側から公告案の修正要望があったと説明。公告案の流出や修正に反対しなかった理由について、会社の方針として決まったことであり「社員の中でやらないという方針にはならなかった」と当時の胸の内を明かした。 ・弁護側は前副市長が設計を事件に関わった設計会社に受注させ、建設工事を関東建設工業を代表とする共同企業体（JV）に落札させるという構想を描いており、法的保護に値しない違法な入札だった」と前副市長の強い関与を訴え、無罪を主張している。

総務課長	・同社員は検察側の尋問に答える形で、一連の入札審査での前副市長の影響力について「強い発言権や決定権は感じず、主体的に関わっていた印象はなかった」と証言。新井被告側の主張とは、異なる見解を述べた。 ・次回公判は７月 24 日に開かれる予定。 といった記事が掲載されておりました。 次に、NO48、日付が７月 24 日においては、事件概要として、新井被告の第９回公判が行われ、弁護側から相沢被告ら４人の証人申請が行われ、閉廷しております。 このことを受けた報道として、 ・今回の公判で弁護側は、前副市長と共に事件に関わったとして、公判が続く相沢被告や公告案の作成に関わった市職員ら４人を追加の証人として、裁判所に申請。「設計から建設工事まで、前副市長の意向が強く反映されていたことを立証する」と主張した。 ・次回公判は９月４日に開かれる予定。 といった記事が掲載されておりました。 次に、NO49、日付が７月 27 日です。事件概要として、相沢被告の第８回公判が行われ、相沢被告に対する被告人質問が行われ、閉廷しております。 このことを受けた報道として、 ・被告人質問で相沢被告は、一連の事件について「巻き込まれてしまった。今はこれからの人生がどうなるのかという思いが一番強い」と述べた。 ・これまでの公判で証人出廷した前副市長は、2020 年の新庁舎建設基本設計の入札に当たり、非公表の情報を相沢被告に漏らしたと証言。相沢被告は「そのような事実はない」とし、実際に受注した都内の設計会社社員から漏洩を頼まれたこともないとした。

総務課長	・同年に前副市長とそれぞれ受け取ったとされる商品券 10 万円分について、「受け取ってもいないし、見たこともない」と否定した。 ・一方で「設計会社からお歳暮をもらうのは初めてだったので、忘れないうちにお礼の連絡をしただけ」と同社員に連絡したことを述べた。 ・2022 年５月のグンエイ本社会議について、相沢被告は「新井被告から事前に発言内容を細かく指示された」と主張。 ・検察側はグンエイ会議の音声データを再生。相沢被告とされる男性の声で、関東ＪＶの工事落札が市長・副市長の意向であるかのような発言などが公開された。 ・相沢被告は検察側から発言の意図を問われると「市長と副市長に意向を直接聞いたわけではない。新井被告から発言を指示された」と主張。そのほかの音声の意図についても「指示されたもので、記憶にない」などと繰り返した。 ・2025 年５月に自民党（逮捕後に離党）県連の県議団長に就任したが「後ろめたさがあれば県議団長を受けていなかった」とも述べた。 ・次回公判は 10 月 13 日を予定。 といった記事が掲載されておりました。 次に、NO50、日付が８月 21 日です。事件概要として、桐生市が公正取引委員会の栗城氏を講師に招き、全職員を対象とした入札契約制度の事務適正化研修を開催しております。 このことを受けた報道として、 ・栗城さんは研修で「入札談合は、公平かつ自由な競争で受注者や受注価格を決めようとする入札システムを否定する行為。円滑な入札や品質確保、共存共栄などといった理由で正当化されるものではない」と断言した。

総務課長	・「職員の皆さんには入札談合への関与について、ぜひ自分事として捉えていただきたい。官製談合防止の取組を平時から継続的に取り組んでほしい」と訴えた。 といった記事が掲載されておりました。 次に、NO51、日付が９月４日です。事件概要として、新井被告の第 10 回公判が行われ、グンエイ元副社長に対する証人尋問が行われ、閉廷しております。 このことを受けた報道として、 ・2022 年５月に同社で開催した会議には県議の相沢被告、元副社長含む同社社員、関東建設工業、桐生市から公告案の作成支援を受託した都内の設計会社が参加し、公告案をＪＶ側に共有することが決まった。 ・出席者間の連絡調整について、元副社長は「全員に声をかけてくれたのは新井被告だった」と述べた。 ・追加の証人を求める弁護側に対し、品川裁判官は 10 月中に被告人質問を行うことを提案した。 ・次回公判は９月 10 日に開かれる予定。 といった記事が掲載されておりました。 最後に、NO52、日付が９月 10 日においては、事件概要として、新井被告の第 11 回公判が行われ、関東建設工業 元営業部長に対する証人尋問が行われ、閉廷しております。 このことを受けた報道として、 ・元営業部長は、桐生市から公告案の作成支援を受託した都内の設計会社側から公告の原案を受け取り、内容を修正したと証言。原案は別の建設会社寄りだったとし、関東ＪＶに有利にしたい気持ちと公正な入札にしたい気持ちが「半々だった」と振り返った。

総務課長	・自身と新井被告との関係については「グンエイとは主に元副社長と話すことが多く、工事の件で新井さんとはほとんどやりとりしていない」とした。 ・新井被告は無罪を主張しており、弁護側は追加の証人尋問などを求めているが、品川裁判官はこれに難色を示し、10 月 7 日の次回公判で被告人質問を行う方針を決めた。 といった記事が掲載されておりました。 資料 14 の説明につきましては以上となります。
矢田委員長	ありがとうございます。 ただいまの説明については、事務局からの報告ということで扱わせていただきますので、ご承知おきいただければと思います。よろしくお願いいたします。 では、続いて議事（３）聞き取り結果報告について、に入ります。 本議題につきましては、７月１日に開催した第三者委員会第２部の検証作業におきまして、事務局から、前副市長の裁判資料の閲覧結果について報告がありました。その報告結果に基づきまして、聞き取り候補者の協議を行いました。 その結果として、事件関係者からの聞き取りについては、令和２年から令和４年の期間に、市庁舎建設業務に関わった市職員２名および前副市長に対して、聞き取りが必要と判断し、対象者３名に対して、事務局が趣旨説明等を行って依頼した結果、３人とも協力をいただくことができまして、市職員２名に対しては、令和８年８月 18 日、前副市長に対しては、９月７日に聞き取りを実施いたしました。 結果的に裁判結果や裁判資料の閲覧結果のとおりの内容が確認でき、また、再発防止策についても３人からお聞きすることができました。 ３名の方には、お忙しいところ、真摯に協力していただいたと思っております。この点については、委員会としても誠に感謝しております。この場を借りて、感謝申し上げたいと思います。

矢田委員長	また、事件関係者への聞き取り候補者について協議をする中で、「このような聞き取りをするなら、事件関係者のみではなく、再発防止に向けての意見を聞くのはどうか」といった意見がありました。 その上で協議した結果、入札業務において、総合評価落札方式や公募型プロポーザル方式のガイドラインを作成するなど、先進的な取組を行っている群馬県に話を伺うのはどうか。 また、令和８年４月に実施した職員アンケートの中で、過去も含めて17%の職員が個人の携帯を業務上の関係者との連絡に使用していた結果を受け、「職員の携帯電話の使用状況を把握すべき」との意見があり、事務局が調整した結果、群馬県契約検査課の職員２名と桐生市において、公用の携帯電話を活用している所属のうち、地域福祉課、土木課、浄水課の３課の課長にお越しいただき、ともに令和８年８月18 日に聞き取り調査を行いました。 以上が、裁判資料の閲覧結果の報告から聞き取りを行った経緯になります。 聞き取りの結果につきましては、委員会の進め方の⑦、 ・聞き取りは委員会とは別日に非公開で実施する（開催日時等は公表せず）。 ・別日に聞き取った内容については、次回の公開の委員会で委員長が報告する。委員会後、会議録を公表するとともに聞き取り対象者の同意を得て聴取結果を公表する。 と決まっておりますので、この規定に基づきまして、資料 15）桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会が行った聞き取り調査結果に沿って、私から報告したいと思います。 なお、目次の第２　事件関係者からの聞き取り調査結果につきましては、本人の同意を得て公表を許可された内容になっております。 本調査につきましては、事件の原因分析に加えまして、再発防止に向けた取組として実施しているものでございまして、関係者の３人には

	本趣旨をご理解いただいた上で、協力していただいております。
矢田委員長	よって、資料 15 に記載されている以上のことにつきましては、ご質問等いただいてもお答えできないものと考えております。 また、前副市長は当時の役職上、しかたない部分がありますが、職員２名につきましては、個人が特定されることのないよう、委員の皆様、傍聴者の皆様におかれましては、最大限の配慮をお願いいたします。 それでは、資料 15）の聞き取り調査結果に沿って、私の方から報告させていただきます。 まずは資料の１ページをご覧ください。 まず、第１として、群馬県職員からの聞き取り調査（先進事例）を行いました。 （１）聞き取りの概要ですが、 聞き取り実施日；令和８年８月 18 日 実施場所；桐生市役所内会議室 聞き取り参加者；県土整備部 契約検査課職員２名 （２）聞き取りした経緯 先ほどの説明のとおりです。 （３）聞き取りした事実の概略「群馬県の入札業務について（公共工事関係）」 ア　基本的な考え方としては、 （ア）公正な競争の促進 （イ）公共工事の適正施工と品質確保 （ウ）地域建設業の育成 が挙げられ、 入札制度は単なる価格競争ではなく、「品質確保」や「地域の守り手である建設業の維持」も意識して運用している。

	という説明がありました。
矢田委員長	イ　群馬県総合評価落札方式活用ガイドラインについては、 （ア）品確法に基づく理念的な部分を示したもの。 （イ）技術力と価格のバランスを考慮し、「標準型」「簡易型」「超簡易型」の３種類を設定。 （ウ）学識経験者からの意見聴取を義務付けて透明性を確保している。 が挙げられ、 ウ　群馬県が総合評価落札方式で評価したいものについては、 （ア）品質確保 （イ）災害対応力の向上 （ウ）建設産業の担い手確保 （エ）地域建設業の育成 が挙げられ、 総合評価落札方式は単なる落札者決定制度でなく、群馬県の政策課題解決の仕組みとして運用しているという説明がありました。 続いて、エ　公募型プロポーザル方式としては、 （ア）業務委託のうち、創造性や高度な提案力が求められる業務について活用している。 （イ）価格だけでは評価できない業務については、業務の内容や性質に応じ、プロポーザル方式や総合評価落札方式等を活用している。 が挙げられ、最後にまとめとして、 オ　群馬県が制度運用で重視していることとして、 （ア）評価基準の公表 （イ）複数人評価 （ウ）学識経験者意見聴取 （エ）評価結果の公表 が挙げられ、

矢田委員長	総合評価落札方式を単なる落札者決定手法ではなく、品質確保と説明責任を両立させるための仕組みとして運用している。 という説明をいただきました。 以上が、第１、群馬県職員からの聞き取り調査の結果であります。今回、群馬県の職員さんから、詳細な説明をいただきました。 桐生市としても現在作成を検討している、総合評価落札方式や公募型プロポーザル方式のガイドライン作成に向けて、少しでも参考にしていただきたいと思っております。 なお、開催に当たりましては、寺内委員にも調整に加わっていただきました。ありがとうございました。 続きまして、第２　事件関係者からの聞き取り調査になります。 まず、１　市職員Ａです。 （１）聞き取りの概要として 聞き取り実施日；令和８年８月 18 日 実施場所；桐生市役所内会議室 聞き取り参加者；市庁舎建設業務に関わった市職員１名 （２）聞き取りした事実の概略 今回の事件に関係する令和２年から令和４年の期間において、市庁舎建設業務に関わった市職員Ａに対し、聞き取り調査を行ったということになります。 ＜聞き取り事項１＞ 令和２年の桐生市庁舎建設基本計画策定及び基本設計業務委託公募型プロポーザル審査におけるＣ設計会社（落札業者）との勉強会の開催に関して質問した結果は、概略すると次のとおりです。 ＜聞き取り事項１への回答概要＞ ・勉強会については、前副市長から「Ｃ設計会社の営業に同席してほしい」と言われて参加しただけで、細かい庁舎に関する説明をされるとは

	思っていなかった。
矢田委員長	・面会が始まってから面会趣旨に疑問を感じたが、前副市長の手前、途中で話を止めることができなかった。 ＜聞き取り事項２＞ 前副市長からの働きかけに関して質問した結果は、概略すると次のとおりです。 ＜聞き取り事項２への回答概要＞ ・同プロポーザル審査の数日前に副市長室に呼ばれ、「Ｃ設計会社がいいでしょう」と会話の中で言われた記憶がある。 ・審査当日にプレゼンテーションを聞いた結果、「自分自身もＣ設計会社が一番良い」と感じたとのことです。 ＜聞き取り事項３＞ 同審査における採点に関して質問した結果は、概略すると次のとおりです。 ＜聞き取り事項３への回答概要＞ 自分以外の委員が各設計会社に何点付けたかわからないようになっていたが、前副市長は全委員の採点結果を決裁等で把握できる立場にあると考えていた。 ＜聞き取り事項４＞ 今回のような不祥事が発生した主な原因及び今後の再発防止策に関して質問した結果は、概略すると次のとおりです。 ＜聞き取り事項４への回答概要＞ ・事件の原因については、前副市長が業者等の接触に関して市職員とは違った感覚を持っていたことが考えられる。 ・再発防止については、今回のように一業者を優遇するような営業を受けないことだと思う。

	という聞き取り結果でありました。
矢田委員長	次に、２　市職員Ｂについてであります。 （１）聞き取りの概要及び（２）聞き取りした事実の概略は市職員Ａと同様です。 ＜聞き取り事項１＞ 令和２年の同プロポーザル審査において、各委員が採点した採点表の取扱いに関して質問した結果は、概略すると次のとおりです。 ＜聞き取り事項１への回答概要＞ ・採点表は、各設計会社のプレゼンテーションが終わるごとに回収された記憶があるので、委員による修正等の改ざんは不可能である。 ・前副市長は、最高得点者がどの設計会社になったか報告を受けるだけなので前副市長による改ざんも不可能であるとのことです。 ＜聞き取り事項２＞ 令和２年当時の営業活動に関して質問した結果は、概略すると次のとおりです。 ＜聞き取り事項２への回答概要＞ 当時は、様々な業者が営業活動に来ていたが、特定の業者に肩入れするようなことのないよう厳しく律しながら対応していたとのことであります。 ＜聞き取り事項３＞ Ｃ設計会社が新本庁舎建設工事において重要な役割を担えた理由に関して質問した結果は、概略すると次のとおりです。 ＜聞き取り事項３への回答概要＞ ・合併特例債の活用期限である令和７年度末までに確実に新本庁舎を完成させるためには、市職員だけでは対応が困難であることが見込まれたことから、本市の新本庁舎建設に係るコンセプトを理解し、専門的知見を有するＣ設計会社の支援が必要と判断したとのことです。

矢田委員長	＜聞き取り事項４＞ 今回のような不祥事が発生した主な原因及び今後の再発防止策に関して質問した結果は、概略すると次のとおりとなります。 ＜聞き取り事項４への回答概要＞ ・事件の原因については、前副市長が業者との接触などに関して、市職員とは異なる倫理観を持っていたからだと思う。 ・再発防止策については、営業活動をある程度ルール化する必要もあると感じている。 との聞き取り結果でありました。 次に、３　前副市長に移ります。 （１）聞き取りの概要 聞き取り実施日；令和８年９月７日 実施場所；桐生市内公共施設 聞き取り参加者；前副市長 （２）聞き取りした事実の概略 今回の事件に関係する令和２年から令和４年の期間において、市庁舎建設業務の責任者として関わった前副市長に対し､聞き取り調査を行った。 ＜聞き取り事項１＞ Ｄ県議からの依頼を断われなかった理由に関して質問した結果は、概略すると次のとおりです。 ＜聞き取り事項１への回答概要＞ Ｄ県議には、桐生市と群馬県のパイプ役として尽力してもらっており、市議会議員の先輩ということもあり、無下にはできなかったとのことです。 ＜聞き取り事項２＞ Ｃ設計会社との勉強会を開催した理由、秘密事項として開催したのかに関して質問した結果は、概略すると次のとおりです。

矢田委員長	＜聞き取り事項２への回答概要＞ 勉強会の開催については、公告前なら問題ないとの認識から安易に行ってしまったが、今になってみれば、自分の認識が甘く、うかつなことをしてしまったと感じているとのことです。 ＜聞き取り事項３＞ 副市長を指導、監督する立場にある人の有無に関して質問した結果は、概略すると次のとおりです。 ＜聞き取り事項３への回答概要＞ 直接的な監督者とすれば副市長の上にいるのは市長しかいない。 ＜聞き取り事項４＞ 今回のような不祥事が発生した主な原因及び今後の再発防止策に関して質問した結果は、概略すると次のとおりです。 ＜聞き取り事項４への回答概要＞ ・大きな背景として、市の財政的負担を軽減するため、合併特例債を活用し、令和７年度末までに何としても新庁舎を建設しなければならないという強いプレッシャーがあった。 ・事件の原因については、自分自身が公務員出身の副市長ではなかったため、業者など利害関係者との接触に関する認識が甘かったと後悔している。 ・再発防止策については、公務員出身でない者が副市長などの特別職に就任する場合には、就任時に公務員倫理や桐生市職員に関する条例等の説明が必要であると感じた。 という結果でありました。 最後は､第３　公用携帯を使用している各課からの聞き取り調査であります。 まず、１　地域福祉課長からの

矢田委員長	（1）聞き取りの概要については、 聞き取り実施日；令和８年８月１８日 実施場所；桐生市役所内会議室 聞き取り参加者；地域福祉課長 （2）聞き取りした経緯は 先ほどの説明のとおりです。 （3）聞き取りした事実の概略 ア 地域福祉課における携帯電話の取り扱いとして、 （ア）公用携帯（1台）については、 ・平日夜間は保護係長が保有し、宿直から連絡が入った場合に対応する。 ・土日祝日は当番制で保護係員が保有し、宿日直から連絡が入った場合に対応する等でありました。 （イ）個人携帯の場合については、 ・原則、平日の業務中は公用携帯、個人携帯ともに使用せず、執務室の固定電話を使用する。 ・土日祝日の当番職員が公用携帯で応答できない場合は、保護係長あてに宿日直から連絡が入る。 ・日中の外出時、関係機関に至急連絡をとる必要が生じた場合、個人携帯を使用する等でありました。 次に、２ 土木課長からの （1）聞き取りの概要、（2）聞き取りした経緯については、先の地域福祉課長さんと同様です。 （3）聞き取りした事実の概略ですけれども、 イ 土木課における携帯電話の取り扱いとして、 （ア）公用携帯（２台）については、 ・主には平日勤務時間内の現場巡視の際に携帯して使用。 ・土日祝日、平日夜間には、土木課内に置いてある公用携帯を取りに行ってから現場巡視を行う場合もある等でありました。 （イ）個人携帯の場合については、 ・土日祝日は電話当番制（係長及び担当）。

矢田委員長	・平日夜間の電話当番は各係長等でありました。 最後に３ 浄水課長からの （１）聞き取りの概要（２）聞き取りした経緯は前の二課長同様です。 （３）聞き取りした事実の概略 ウ 浄水課における携帯電話の取り扱いとして、 （ア）公用携帯（１２台）については、 ・平日勤務時に課内の内線電話や現場巡視、不具合報告、業者打合せのために使用。 ・土日祝日、平日夜間は、各係内に置いてある公用携帯電話を取りに行ってから現場に向かう等でありました。 （イ）個人携帯の場合については、 ・土日祝日は運転管理委託業者から係長または担当に連絡。 ・平日夜間は運転管理委託業者から係長または担当に連絡。 ・基本的に使用しないが、緊急的な対応や公用携帯電話を他の職員が使用しているときは個人携帯を使用することになる。 ということでありました。 以上の第１から第３までが、今回、我々第三者委員会が聞き取りを行った結果であります。 私からの報告は以上になりますけれども、委員の皆さん、何か不足している部分や内容が異なるといったご意見はありますか。
委員一同	なし。
矢田委員長	よろしいでしょうかね。はい。それでは何か本議題に当たって、ご意見等ございますか。
増田副委員長	今、委員長からもお話がありましたが、事件関係者の皆さんにはお忙しい中、聞き取り事項に対して、真剣に対応していただき、感謝いたします。 また、関連して、群馬県契約検査課の職員の方、桐生市の職員の方にも

	再発防止策に向けての一助となるお話をいただき、感謝いたします。ありがとうございました。
増田副委員長	そこで一点確認ですが、聞き取りについては、今後行う予定はあるのですか。
矢田委員長	私の方から考えだけ述べさせていただきますと、今回、事件関係者に加え、再発防止策に関する聞き取りを行うことができました。 まだ裁判が継続している側面があるのですが、裁判自体がいつまでかかるかという部分がございますので、一応、事件関係者の聞き取りに関しては、一旦一区切りになるのかなと考えております。 また、再発防止策に関しては、必要と思われる職員アンケートや聞き取りを今まで実施しております。今後は委員から新たな意見が出た場合など、必要に応じて聞き取りの必要があれば、必要に応じて検討したいと思っているところです。
増田副委員長	了解しました。ありがとうございました。
矢田委員長	寺内委員はどうですか。
寺内委員	同じく了解いたしました。同意いたします。
矢田委員長	それではそのような形で進めさせていただければと思います。 他にご意見はございますか。
委員一同	なし。
矢田委員長	それでは、(３)聞き取り結果報告については以上とさせていただきます。続いて（４）今後のスケジュールについて、事務局から報告をお願いします。
総務課長	委員の皆様、大変申し訳ございません。報告の前に一点資料の訂正ということでお話しさせていただきたいと思います。

総務課長	先ほどの資料 15 でございますけれども、こちらの８ページです。 こちらの一番下の方に聞き取り事項４の回答概要という中、一番下のぽつなのですけれども、３行書いてありますが、２行目の途中から後ろ、「就任時に公務員倫理や桐生市に関する条例等」となっておりますが、ここは「桐生市職員に関する条例等」ということで、先ほど委員長さんの方では正確におっしゃっていただいたのですが、資料の方が「職員」が抜けておりましたので大変申し訳ございません。 こちらの方、追記をお願いできればと思います。よろしくお願いをいたします。 それでは、（４）今後のスケジュールについて、事務局からご報告をさせていただきたいと思います。関係する裁判の状況について報告いたします。 先ほど議題（２）の中で関係する裁判結果について、説明いたしましたが、現状行われている２つの裁判のうち、まず、県議については、既に証拠調べ手続きが終了しております。 来月 10 月 13 日の第９回公判においては、弁論手続きとして、検察側からの論告求刑などが予定されておりますので、通常ですとその１、２ヶ月後には判決が出るものと想定しております。 また、設備会社元役員につきましては、同じく来月 10 月７日の第 12 回公判においては、被告人質問が予定されております。その結果を受けまして、追加で申請が出ている証人申請の可否が決定いたします。 もしこれが認められないということになりますと、その後には弁論手続きを経て、通常であればその１、２ヶ月後には判決が出るものと想定しております。 そうしますと両者ともに年内又は遅くとも年度内には一審判決が出るものと考えておりますので、こういったことを踏まえまして、今後の委員会の開催、あるいは市長への提言書の作成に向けてのスケジュールのご検討をお願いいたします。以上でございます。

矢田委員長	ありがとうございました。今後の裁判の動向につきましては、理解いたしました。 設備会社元役員については、証人申請が可であればスケジュールに遅れが出る可能性はありますが、両者ともに年内又は年度内には一審判決が出そうだということで予定はしたいと思います。 あくまでも一審判決が出るということではありますが、一つの区切りだと理解いたします。 我々の第三者委員会としては、当初お話ししたとおり、本事件に係る事実や調査した結果に基づきまして、令和８年度末を目途に荒木市長宛てに再発防止に向けた提言書を提出するということにしたいと思いますがいかがでしょうか。
委員一同	はい。
矢田委員長	それではそのように進めていきたいと思います。 今回の事件関係者からの聞き取り結果を経て、事件の原因等については概ね理解ができたということになりますので、今後は再発防止策の提言に向けた議論が必要になると考えているところです。 これまでの委員会の中で職員アンケートを実施したり、群馬県や市職員に対して聞き取りを行うなどの取組を行ってまいりましたが、委員の方で他に何か今後行う必要がある取組等についてご意見ございますか。
寺内委員	今まで様々な取組を行い、議論してまいりましたが、今後につきましては、定期的に委員会を開催する中で提言書に盛り込む内容を検討しつつ、先ほど委員長からお話があったとおり、何か必要なことがあれば、委員間で意見や情報を共有しながら更なる調査を行って、その結果を提言書に盛り込んでいければ良いのではないかと考えております。
矢田委員長	ありがとうございます。私も同様の考えでございます。 増田副委員長、いかがですか。

増田副委員長	私も同様でございます。
矢田委員長	ありがとうございます。 それでは、（４）今後のスケジュールにつきましては、裁判の結果を注視しながらというのが前提になりますが、定期的に委員会を開催しながら、令和８年度末までには再発防止策の提言書提出に向けて、議論を重ねていきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。
委員一同	はい。
矢田委員長	それではそのように進めさせてください。 最後に、（５）その他について、事務局から何かございますか。
事務局	ありがとうございます。それでは、次回の会議につきましては、裁判の進捗にもよると思いますが、11 月中の開催を想定しておりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。
委員一同	はい。
事務局	ありがとうございます。それでは、開催日時等につきましては、今後調整させていただきますのでよろしくお願いします。 開催概要につきましては、開催期日の１週間程度前に公表いたします。一部非公開の場合は、その旨も併せて公表いたします。 委員の皆様におかれましては、10 月の５日までに勤務実績簿を事務局までメールで提出していただきますようお願いいたします。 傍聴の皆様への改めてのご連絡です。 本委員会に関するお問い合わせは、事務局である総務課までご連絡をお願いいたします。委員の皆様の勤務先等へ個別の連絡等はお控えくださいますようお願いいたします。 本日の委員会の会議録は、ホームページへ掲載いたしますが、準備にお時間をいただきますのでご了承をお願いいたします。

事務局	報道関係者の方にご連絡です。 報道関係者の皆様には委員会終了後、15 分間になりますが、質疑応答の時間を設けますので、終了までしばらくお待ちください。 事務連絡は以上です。
矢田委員長	ありがとうございました。 （５）その他については、委員の方からございますか。皆さんよろしいでしょうか。
委員一同	はい。
矢田委員長	それではそのようにさせていただきます。 以上で本日の議事は全て終了となりましたので、第三者委員会を閉会いたします。ありがとうございました。 **【閉会】**
事務局	一般傍聴でお帰りの方は、傍聴札を入口におります、事務局係員にお渡しいただき、お忘れ物のないようお気をつけてお帰りください。 **【報道関係者による質疑応答】** それではただいまより質疑応答の時間とさせていただきます。 質疑のある方は挙手の上、指名された方より報道機関名をお伝えいただき、お話をお願いしたいと思いますが、今回は検証の場でありますので、委員の方への質問に限らせていただきます。 質問内容に関しても、本委員会の所掌事務に関する内容をお願いいたします。 また、質疑応答に関する部分は会議録には掲載いたしませんのでよろしくお願いいたします。 なお、発言の際はお手元のマイクをご使用いただきますようお願いいたします。 それでは、ご質問等のある方は挙手をお願いいたします。

事務局	《質疑応答》 それでは質疑応答の時間を終了させていただきます。 お手数ですがお帰りの際は、傍聴券を受け取った報道関係者の方は入口におります、事務局係員にお渡しいただき、お忘れ物のないよう、お気をつけてお帰りください。